

Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

核兵器・核実験モニター

405

12/8/1

毎月2回1日、15日発行

1996年4月23日

第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

ヒロシマ
ナガサキ
特別号

核兵器のない世界のために 地域から行動を

—情報と提案

ヒロシマ、ナガサキの被爆から67回目の夏がやってきた。私たちにとって、「核兵器のない世界」に向かう決心を新たに、次の一步を熟慮する季節だ。本号では、そのために役にたつと思われる情報を簡潔に紹介したい。①「非人道性」という核兵器廃絶の原理の国際的広がり、②オバマ政権が進めている「新START」後のさらなる核軍縮の試み、その限界と困難、そして③北東アジア非核兵器地帯の実現に向けた行動の提案である。

1 | 非人道兵器・核兵器は廃絶を —世界的潮流が拡大、だが日本は消極的

＜核兵器は人道に反する兵器である。ゆえに廃絶されなければならない＞—広島と長崎で被爆した人々はもちろん、二つの町を訪ねて、資料館の展示や、被爆者の生の声に触れた経験を持つ人にとっては、余りにも当然、自明なことだろう。

しかし、国家間の協議においては、これが共通認識とならないまま長い年月がたった。ようやく、核兵器の「いかなる使用」も「人道に反する」と確認されたのは2010年であった。この年5月の「核不拡散条約(NPT)再検討会議」の最終合意文書は、「行動勧告」¹⁾において次のように述べた。

「行動勧告1A v 会議は、核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすことに深い懸念を表明し、すべての加盟国がいかなる時も、適用可能な国際法を順守する必要性を再確認する。」

この重要な成果に対しては、スイス政府が大

きな貢献をした。会議の中でスイス代表は、核軍縮の議論においては「軍事的、法律的側面におけ

今号の内容

【核兵器のない世界に 向かって進もう!】

1. 核兵器は非人道兵器

＜資料＞16か国共同声明

2. オバマ大統領、核追加削減を検討

＜資料＞NGOから大統領への書簡

＜図説＞米国の核関連予算

＜資料＞NPTフォローアップ会議

P5共同声明

3. 北東アジアに非核兵器地帯を

＜図説＞自治体首長402名の賛同署名

＜資料＞核軍縮議連ワーキングチーム趣意書

8月15日号は休みます。次号は9月1日号です。

る議論だけでなく、人道性の観点を中心に据えねばならない」と強調した²。

スイス政府と並んで2010年NPT再検討会議の上記の合意に大きく貢献したのが、赤十字国際委員会(ICRC)のヤコブ・ケレンベルガー総裁が、この年4月にジュネーブで各国外交官を前にして行った演説³であった。ケレンベルガー総裁

は、被爆直後の広島で被爆者救護活動に従事したマルセル・ジュノー医師(ICRC駐日代表)の著書の冒頭の次のような文章を引用しながら、「今こそ核兵器の時代に終止符を打とう」と訴えた。

「この爆弾の物理的影響は信じがたく、いかなる想定をも超え、想像を絶するものであった。その道義的影響は凄惨なもので

2015年核不拡散条約再検討会議・第1回準備委員会

核軍縮の人道的側面に関する共同声明 2012年5月2日・一般討論演説

オーストリア、チリ、コスタリカ、デンマーク、パチカン、エジプト、インドネシア、アイルランド、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、フィリピン、南アフリカ、スイス

議長、
私は、オーストリア、チリ、コスタリカ、デンマーク、パチカン、エジプト、インドネシア、アイルランド、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、フィリピン、南アフリカおよびスイスを代表し、発言しています。我々は、2010年の核不拡散条約(NPT)再検討会議が「核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道の結果をもたらすことに深い懸念」を表明し、また、「すべての国家がいかなる時も、国際人道法を含め、適用可能な国際法を遵守する必要性」を再確認したことを歓迎いたします。

議長、
核兵器の人道的側面に関し、深刻な懸念が繰り返し表明されてきました。広島と長崎において、それらの使用の恐るべき結果が明らかになった時に、国際赤十字委員会(ICRC)は、それらの「殲滅的な」兵器の廃絶を求めるという立場を明らかにしました。1945年の核兵器の使用の純然たる恐怖は、後にNPTの前文において、「核戦争が全人類に惨害をもたらすものであり、したがって、このような戦争の危険を回避するためにあらゆる努力を払い、及び人民の安全を保障するための措置をとることが必要であることを考慮し」と言及されることで反映されています。

もしこのような兵器が、意図的にであれ、偶発的にであれ、再び使用されることがあれば、甚大な人道の結果をもたらすことは避けられません。直接の犠牲者に加え、核爆発の恐ろしい影響から辛うじて生き延びた人々も、計り知れない苦しみを耐え忍ぶことになるでしょう。ICRCがすでに結論付けているように、国際的な緊急援助を提供する機関は、その責務を果たすことは不可能でしょう。たった一発の核兵器の放出する放射能であろうとも、極めて広い地域の人口、農業および天然資源

に影響を及ぼし、また将来の世代にわたって脅威となることを、いくつかの研究はすでに示しています。さらにいくつかの研究は、「核兵器による限定された交戦」—それ自体言葉の矛盾です—であっても、10億人を超える人々に影響を与える世界的な飢饉を引き起こしかねない、環境と食糧生産に対する深刻かつ長期間にわたる影響を伴う地球規模の気候変動をもたらすと結論付けています。

議長、
核兵器は、人類の生存に対して脅威となる破壊的な能力を有しており、それらが存在し続ける限り、人類に対する脅威も存続します。これは、これらの兵器に付随すると目されている政治的な価値や威信とも相まって、拡散と国際的な義務に対する不遵守を促進するさらなる要因です。さらに、冷戦の終結後においてすら、核による絶滅の脅威が、21世紀における国際的な安全保障の状況の一部であり続けていることは、深刻な懸念です。

伝統的な安全保障上の問題に対処するうえで、このような大量破壊の手段の有用性に対し、多くの国々ならびに市民社会の専門家により疑問が呈されてきています。さらに、核兵器は、貧困、保健、気候変動、テロリズムあるいは国際犯罪のような現在の問題に対処するうえで、役に立ちません。少なくとも、社会福祉、保健衛生、また教育のために利用できる資金が減少している時に、毎年核兵器の備蓄を維持し、近代化し、また拡大するために巨額の財源を使うことは、疑問に思えます。選択肢は明らかです。

議長、
人道上の深刻な懸念に加え、核兵器の使用は、重要な法的な問題をも提起します。核兵器は、その破壊的な能力のために、また、その制御不能な時間的、空間的な影響のために、独特のものです。

国際人道法のすべての規則は、核兵器に対して完全に適用が可能です。とりわけ、それらの規則には、目標区別、均衡性および予防措置、ならびに過度の障害または無用の苦痛の禁止、また、広範な、長期の、重大な環境への損害の禁止が含まれます。最近、国際赤十字および赤新月社連動代表者会議は、あらゆる核兵器の使用に起因する計り知れない人間の苦痛を強調するだけでなく、いかなる核兵器の使用であっても、国際人道法の規則といかに両立するかを思い描くことは困難であることを強調する決議を採択しました。

議長、
もっとも重要なことは、このような兵器が、いかなる状況の下においても二度と使用されないことです。これを保証する唯一の方法は、NPT第6条の完全な履行を通じたものを含め、効果的な国際管理の下での、全面的、不可逆かつ検証可能な核兵器の廃絶であります。すべての国家は、核兵器を非合法化し、核兵器のない世界を実現するための努力を強めなければなりません。市民社会は、核兵器の著しい人道の結果および国際人道法の関与の必要性についての意識を高めるうえで、重要な役割を果たします。

2010年のNPTの行動計画およびそれ以前のNPTの成果の完全な実施は、この点についての重要なステップであります。この再検討の過程にとって、核兵器の人道的な影響が十分に引き上げられることが極めて重要です。我々はすべての加盟国、とりわけ核兵器国に対し、国際法および国際人道法の遵守に対する誓約に関し、よりいっそうの注意を払うことを求めます。これもまた、2015年の再検討会議の成果に適切に反映されるべきであります。御清聴感謝します。

(訳:長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA))

あった。」

昨年11月には、「国際赤十字・赤新月運動代表者会議」が「非人道性」を理由とする核兵器廃絶決議⁴を採択し、各国赤十字社が核兵器廃絶のための啓発や各国政府担当者との対話を深めるとの方針を示した。

そして2012年、「非人道性」に焦点をあてて核兵器の軍縮、廃絶を求める声はさらに拡大した。5月に行われた2015年NPT再検討会議に向けた第1回準備委員会(ウィーン)で、オーストリア、チリ、コスタリカ等16か国は「核軍縮の人道的側面に関する共同声明」を発した(2ページ囲み)。

以上の政府や赤十字などの声明は、いずれも非人道兵器・核兵器は、法的拘束力を持つ国際条約によって禁止されなければならないという、実践的な提案を伴ったものである。「法的拘束力

を持つ国際条約」には、例えば核兵器禁止条約(NWC)や非核兵器地帯条約が含まれる。「16か国声明」に加わったノルウェー政府は国際人道法に焦点をあてた核軍縮国際会議を2013年にオスロで開催すると表明している。

広島、長崎の体験を持つ日本は、このような動きの先頭に立って然るべきである。だが、日本政府はこのような発信に消極的であったし、今回の「16か国声明」にも加わっていない。その根には米国の核の傘の下で核兵器に依存して自らの安全を守るという日本の安全保障政策がある。

(田巻一彦) 

注

1、2、3 ピースデボ・イアブック「核軍縮・平和」2011年版に全訳。

4 ピースデボ「核兵器・核実験モニター」第389号(11年12月1日)に全訳。

NPT準備委員会が開かれたウィーン国際センター。



2015年NPT再検討会議第1回準備委員会、議場の様子(12年5月)。

(写真:金マリア)

2 | オバマ政権、さらなる戦略核削減を検討—その向こうに「ゼロ」は見えるのか？

2011年2月5日に発効した米ロ・新「戦略兵器削減条約」(START)は、7年後(18年)の配備された戦略核弾頭数の削減目標を1550発と定めた。今年3月時点での配備戦略核弾頭数は米国が1737、ロシアは1492と発表されている。この現状から見れば「18年に1550発」というのは、余りにも低い削減目標である。(ロシアはもう目標を達成している！)。

新STARTによる核兵器削減は最終的なものではなく、「さらなる削減」が当初から期待され約束されていた。オバマ大統領の「核兵器のない世

界」のビジョン実現には、それが不可欠だからである。昨年8月には、米政府内で核攻撃の目標設定や警戒態勢など膨大かつ複雑な内容を含む「作戦計画」の改訂作業が開始されたと伝えられる。

6月17日の「共同」電は、最終調整段階に入った配備戦略核弾頭の削減目標が、「1000～1100発」となるとの複数の専門家の見通しを紹介している。7月3日付「AP」電も同じ削減目標を報じた。今年2月、「AP」が最初にこの検討作業を報じた時、オバマ大統領は次の3つの選択肢を持って

いるとされていた。①約1000～1100、②約700～800そして③300～400。最近の2つの報道は、この選択肢のうち最も多い数(少ない削減幅)に決着しつつあることを示している。大統領は8月末までに作業を終える予定であるが、結果公表は大統領選後になると思われる。

1000～1100発という新削減目標は新STARTの目標とかわらず、きわめて不十分なものである。「核兵器のない世界」に進むためには、米口だけでなく5つの核兵器国のすべてがテーブルにつく核軍縮交渉が実現しなければならない。英(144)、仏(290)、中(175)の戦略核兵器数を考えれば、たとえ米国が300発まで削減したとしても、各国は交渉に加わらないだろう。(なお、核弾頭の数え方は一般に複雑で、説明が必要だが、

ここでは割愛する。)

オバマ政権が検討している削減のレベルは、市民の目からはきわめて不十分なものではあるが、共和党など保守派からは激しい抵抗が予想される。7月下旬、国際NGOはオバマ大統領に、このような抵抗にひるむことなく、核兵器削減の道を断固として進むことを求める公開書簡を連名で送った(下の囲み)。

大胆な核兵器削減のためには、安全保障における核兵器の役割の思い切った縮小が不可欠だ。その意味で、日本は米国の核兵器削減議論の部外者ではありえない。日本が「核の傘はいらない」と言えば、その分だけ「核兵器のない世界」は近づくのである。ここにも日本市民の課題がある。(田巻一彦)M

<書簡>米国の核兵器の削減について

バラク・オバマ大統領

CC レオン・パネッタ国防長官、ヒラリー・クリントン
国務長官、エレン・タウシャー下院議員、ゲイリー・セイモア大統領調整官

親愛なるオバマ大統領、
親愛なる連邦議会戦略兵器小委員会委員各位
親愛なる議員各位

下記に名を連ねたグループは、皆さんが米国の戦略核戦力のさらなる大幅な削減を考慮しているとの最近の報道に接し、お手紙を差し上げます。

私たちはそのような削減を強く支持し、可能なもっとも強い言葉で以下のことに賛同の意を表します。

＊21世紀における米国(そして他のすべての国々)に対する攻撃の抑止は、非核の手段への依存をますます増大させることによって、核兵器への依存のあらゆる必要性を縮小し、または取り除くことが可能です。

＊厳格で効果的な国際的管理の下での核兵器の世界的な廃絶は、全ての核兵器保有国の義務であり誓約です。

＊保有核兵器の劇的な削減における米国のリーダーシップは、相互主義的な削減と二国間、複数国間及び多国間の核軍縮交渉を刺激し、可能にします。

＊人類の生存と国家の安全保障の両方に対する責務として、核軍縮は国家安全保障が達成すべき最優先の課題として扱われなければなりません。実際、核兵器のない世界を速やかに達成することは、米国と他の諸国にとって最も高い安全保障上の目標と考えられるべきです。

＊他の手段によって、よりよく達成することができる安全保障上の使命のために、米国は巨大な核戦力を永久に維持しなければならないと主張する人々こそが、米国と世界全体の安全保障を危険にさらしています。

トゥーンとロボック、そして他の人々によってごく最近(2006年から)なされた核の冬に関する研究に、注意を向けてください。その研究は、地球上の核兵器のごく一部でさえ一たび使用されれば、最長10年も続く地球規模の飢饉を引き起こされ、もし米口の核兵器の打ち合いでもすれば、最後の氷河期以来、経験したことのない低温期をもたらすであろうと指摘しています。

私たちは、米国が2010年のNPT再検討会議で、他の加盟国とともに、核兵器のいかなる使用も破滅的な人道的結果を引き起こすだろうと強調したことを称賛します。また、私たちは皆さんに、2012年のNPT再検討会議準備委員会で16か国の政府が発した核兵器使用による破局的な人道的結果についての宣言、この問題がもつ二つの国際法上の意味、そして、文明の持続と人類の生存に関わる真の意味に注意を向けてください。

私たちは、世論、他の諸国、国際組織、良識、国際法によって強く支持されているという認識をもって、世界中の核兵器の完全で世界的な廃絶に向かうステップとして、核兵器の大幅な削減を実行することを強く求めます。

署名団体・個人数：82(略)

図説 | 米国の核削減を阻む砦

複雑な予算で守られた核兵器

2012年6月、米NGO「スティムソン・センター」のラッセル・ランバウとネイザン・コーンは、「あいまいさを解明する：核兵器支出」と題する報告書を発表した。

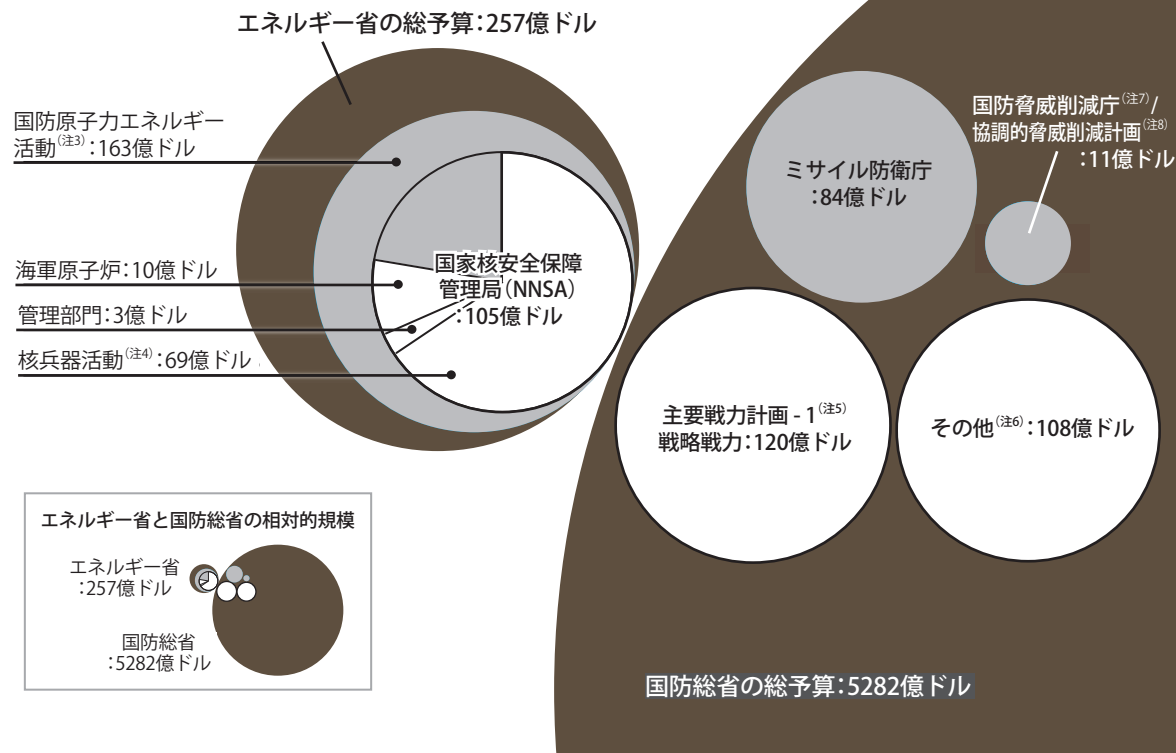
国家財政の危機が深まる中、核兵器予算を削減の対象にしようとしても、その定義や分類が複雑かつあいまいで、どこに何が使われているのかわからない仕組みになっている。この現状に対して、公表された資料を用いて、「積み上げ方式」で、「あいまいさ」をできるだけ解消しようとした労作である。同報告書に掲載された、2011会計年の米核兵器予算の構造を総括的にとらえた図説を以下に示す。報告書は、国防総

省(DOD)、エネルギー省(DOE)の各々について、核兵器予算を「広い意味の核兵器事業」及び「戦略核攻撃戦力」の2つに分類し整理しなおしている。もっとも多くの割合を占める「戦略核攻撃戦力」予算は、DOD228億ドル、DOE82億ドル、計310億ドルとなる。また「広い意味の核兵器事業」は、DOD95億ドル、DOE81億ドル、計176億ドルとなる。ここにはミサイル防衛関連予算も含まれる。核兵器事業全体の予算総額としては、DOD323億ドル、DOE163億ドル、合計486億ドルとなる。1ドル80円で円換算すれば、毎年4兆円弱が核兵器に投入されているのである。

(湯浅一郎) 

米核兵器事業予算：費目相互の関連(2011会計年)

- 広い意味の核兵器事業 ^(注1)
- 戦略核攻撃戦力 ^(注2)



www.stimson.org/spotlight/resolving-ambiguity-costing-nuclear-weapons

図注：

- 1 核兵器が存在することに伴って必要となる事業。例えば環境浄化、核不拡散、ミサイル防衛などが含まれる。
- 2 核兵器を有する敵を攻撃するために維持されている特別部門で、核兵器事業の中核をなす。
- 3 核兵器開発に伴う環境浄化費用など。
- 4 備蓄核兵器の維持、管理にかかわる事業。
- 5 核抑止力を保持するための、弾道ミサイルなど戦略核兵器システムの日常的な作戦運用費用。

- 6 指揮・管制、研究開発、間接費及び支援業務などが含まれる。
- 7 核兵器など大量破壊兵器を発見・除去し、物理的・心理的な恐怖を削減することを目的とした核不拡散にかかわる事業部局。
- 8 旧ソ連の核兵器の解体や核物質の管理を支援する計画。

(訳及び注：ピースデポ)

資料 | 続く、核抑止への依存

P5ワシントン会議

6月27日から29日にかけて、国連安保理常任理事国である5核兵器国(米国、ロシア、フランス、英国、中国。「P5」と呼ばれる)による第2回核不拡散条約(NPT)再検討会議フォローアップ会議がワシントンで開催された。5か国が発した共同声明の全訳を資料として以下に示す。

第3回NPTフォローアップ会議におけるP5共同声明

2012年6月29日

核不拡散条約(NPT)上の5つの核兵器国、すなわち「P5」は、2009年のロンドン、2011年のパリでのP5会議に引き続き、2010年NPT再検討会議における誓約の履行に向けた進捗を確認し、NPTの3本柱、すなわち、核不拡散、核エネルギーの平和利用、核軍縮(信頼醸成、透明性、検証の経験を含む)のすべてに関する問題の協議を継続することを目的として、2012年6月27～29日にワシントンにおいて会議を持った。

P5は、核軍縮という共通の目標に対する誓約を再確認し、2010年NPT再検討会議の行動計画の履行に向けて協力することの重要性を強調した。P5は、NPTの文脈において、2011年のP5パリ会議以降にあった重要な進展について再検討した。とりわけ、P5は、2015年NPT再検討会議に向けた2012年準備委員会の成果を再検討し、関連する活動をどのように報告するかについての討議を継続するとともに、2013年準備委員会ならびに会議までの期間の目標について、NPTの三本柱にわたって見解を述べ合った。2012年準備委員会の成果の一つは、三本柱すべての問題に包括的に触れたP5声明(NPT/CONF.2015/PC.I/12)であった。

P5は、透明性や相互信頼、検証の問題に関する従前からの討議を継続し、標準的な報告様式に関する諸提案を検討した。P5は、相互信頼とさらなる軍縮努力に向けた堅固な基礎を確立することの重要性を認識する。P5は、2010年再検討会議最終文書の行動5、20、21における誓約にしたがい、2014年準備委員会で報告することを目指し、P5間においてさまざまな方法で議論を継続してゆく所存である。

会議参加者は、ネバダ国家安全保障サイトにおける米国の活動について、米国からのブリーフィングを受けた。これは、透明性に関する追加的アプローチのアイデアの実演として行われたものである。

他の一方的措置としては、米商務省内に位置する米核リスク低減センターのツ

アーがあった。ここでは、P5の各国代表が、新戦略兵器削減条約(新START)、弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC)、欧州安全保障協力機構(OSCE)ウィーン文書などに基づく通告体制を同時並行的に履行する通信センターを米国がいかにして維持しているのかを視察した。

P5は、中国が議長を務めるP5作業グループの作業計画に合意した。この作業グループには、P5の相互理解を高め、核問題でのP5のさらなる議論を促進するべく、核関連の重要用語に関する一連の定義を作成する任務が与えられている。

P5は、イギリスが4月に主催したP5専門家レベル会議の情報など、それぞれが持つ二国間、多国間の検証についての経験に関する情報をあらためて共有した。4月の会議では、英・ノルウェー・イニシアティブの軍縮検証研究プロジェクトの成果や教訓をイギリスが紹介した。P5は、新STARTの履行から得られた教訓に関する報告を聞き、米英検証作業の概要を紹介され、この作業に関するフォローアップとして米国が主催するP5ブリーフィングへの出席を検討することに合意した。

2010年NPT再検討会議へのさらなるフォローアップとして、P5は、NPTの脱退条項(第10条)の濫用をいかにして防ぐか、同条の条項に合致する形で出された通告にいかに対応するかについて、見解を出し合った。この議論の中には、NPT加盟時に保障措置の下で取得したり、派生した機材や物質の処分に関する取り決めによるなど、脱退通告に対してNPT加盟国が集団的および個別的に対応することができるような方式についての議論もあった。P5は、各国は脱退以前に誓約していた条約に対する違反に引き続き国際法上の責任を負うという見解で一致した。

P5は、核拡散を防止し、核エネルギー平和利用の協力を促進する上で、効果的な国際原子力機関(IAEA)の保障措置制度の持つ根本的な重要性を強調した。P5は、追加議定書の普遍的受諾の促進といったIAEA保障措置強化に向けた具体

的な提案や、加盟国が行った申告の検証などの効果的な保障措置履行に求められるIAEAのリソースや能力の強化について討議を行った。

P5は、包括的核実験禁止条約(CTBT)の速やかな発効とその普遍化を促進し確実にする誓約を再確認した。P5は、あらゆる面におけるCTBT検証体制と、発効に向けた努力の進展状況を検討した。現地査察の部分など、検証体制の確立に向けた気運を強める方法が議論された。P5は、核兵器実験爆発あるいは他のいかなる核爆発に関しても各国がモラトリアムを堅持し、CTBT発効までの間、条約の目標と目的を損なうような行為を控えることを、すべての国家に呼びかけた。このモラトリアムは、重要ではあるが、CTBTの下における法的拘束力のある義務に代るものではない。

P5は、核兵器に使用される核分裂性物質の生産に関する、法的拘束力があり、検証可能な国際的禁止を達成するという相互の目標を前進させる方法について討議した。P5は、CD/1864の基礎の上に、ジュネーブ軍縮会議(CD)において、そうした禁止を包含した条約に関する交渉を即時開始することへの支持を繰り返し表明するとともに、他の関連パートナーとともにCD内の交渉を促進する努力を続けてゆくなど、CDにおける現在の行き詰まりを打開する方法について意見交換を行った。

P5は、不拡散体制における重大な試練に懸念を表明し、関連して、NPT準備委員会において5月3日に発表したP5共同声明を想起した。

中東非大量破壊兵器地帯に関する2012年会議の成功を支援する方法についての意見交換も継続された。

P5は、対話と相互信頼のいっそうの促進に向け、核問題に関して適切なあらゆるレベルにおいて引き続き会議を持つことに合意した。P5は、引き続いて協議をフォローし、次のNPT準備委員会の文脈において第4回P5会合を開催する所存である。

(訳:長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA))

3 「北東アジア非核兵器地帯」に進もう —地域から「核なき世界」への貢献を

非人道兵器＝核兵器廃絶を求める国際的潮流が広がっている。オバマ政権は限界を抱え、抵抗に直面しながらも核軍縮を前進させようとしている。この流れに日本の市民はどのように合流し、貢献できるのだろうか。

「核兵器禁止条約(NWC)」のための交渉を求める世論を日本において高めることはその一つであろう。ここでは、NWCと同じ目的を持つ、地域的な目標である「北東アジア非核兵器地帯」のための行動を呼びかけたい。そして私たちがその目標のために行動する場所もまた「地域」である。

「北東アジア非核兵器地帯」の一つの現実的形態は次のようなものだ。3つの非核国(日本、韓国、北朝鮮)が地理的な非核兵器地帯を形成し、3つの周辺核兵器国(米、中、ロ)がこれら非核兵器国に「消極的安全保証」(NSA)を供与する。これを6か国(3+3)条約にもとづいて設立しよう、という構想だ。NSAとは「核兵器による攻撃も、攻撃の威嚇も行わない」約束のことである。言い換えれば、非核兵器国(その一つが日本だ)は自らが非核であるだけでなく、いかなる国の「核の傘」にも入らないことによって安全を確保することができるのである。一方、周辺核兵器国は「核の傘」をとりのぞくことで、核兵器の役割を縮小して自国の核軍縮を推進することができる。

この構想への支持は、着実に広がっている。

ピースデポ等が呼びかけた「北東アジア非核兵器地帯を求める署名」には12年7月27日まで

に402人の自治体首長から賛同が寄せられている(8～9ページの図)。これは、日本非核宣言自治体協議会(会長:田上富久長崎市長)及び平和市長会議(会長:松井一實広島市長)の協力によって得られた成果だ。この地図を見た人は「私の住む自治体はどうなっているのだろうか。もしまだ賛同していなければ働きかけよう」と考えて欲しい。

一方、核軍縮を政策に反映させるための国会議員による国際ネットワーク「PNND」日本支部である超党派の議員連盟「核軍縮・不拡散議員連盟・日本」(PNND日本)は、この構想推進のために、12年3月、「北東アジア非核兵器地帯」促進ワーキング・チームを発足させ、5月に「趣意書」を公表した(下の囲み)。地元選出の国会議員に「PNND日本」に加入するよう働きかけてもらえばそれは大きな力になる。

「北朝鮮が非核化されない以上、非核兵器地帯など絵空事だ」という反応が返ってくるかもしれない。しかし、岡田副総理も国会で次のように答弁している。「(非核兵器地帯を)核を北朝鮮に諦めさせるための手段としても活用することは、私は可能だというふうに思っております。」(4月5日、参議院予算委員会)。また、非核兵器地帯を目指して中国と対話することは、それ自体が緊張の緩和のための手段になるだろう。

非核兵器地帯は達成を目指す「目標」であるだけでなく、その設立のための地域国家間の協議は、北東アジアの緊張を緩和するための「手段」なのである。(田巻一彦)M

「北東アジア非核兵器地帯」促進ワーキングチーム 趣意書

「核兵器のない世界」の実現は、核兵器保有国だけでなく全ての国の責務です。核兵器を保有しないながらも拡大核抑止力に依存する政策を取っている国は、核兵器に依存しない安全保障政策への道を追求することが求められます。「北東アジア非核兵器地帯」設立への努力は、北朝鮮の非核化を促す新しい方策となることは勿論のこと、日本、韓国など北東アジアの関係国に核兵器に依存しない安全保障への道筋を提供するものです。この努力は、同時に「核兵器のない世界」に向けた国際的気運を高め、北東アジア地域の安定と平和のために緊急で時宜を得たイニシアティブとなります。

そこで、3月21日のPNND日本第8回総会は、PNND日本の中に、有志が超党派で「北東アジア非核兵器地帯」促進ワーキングチーム(WT)を創設することに合意しました。WTは以下のような活動に取り組みます。

- (1)北東アジア非核兵器地帯条約案の骨子を作成する。(いくつかの既存の例を基礎にして取り組む。)
- (2)それを材料にして、韓国をはじめ6か国協議構成国の国会議員との協議を行う。
- (3)日本政府をはじめ関係国の公的な意思表示と交渉の開始を働きかける。

2012年5月17日

ひろがる「北東アジア非核兵器地帯」を求める声

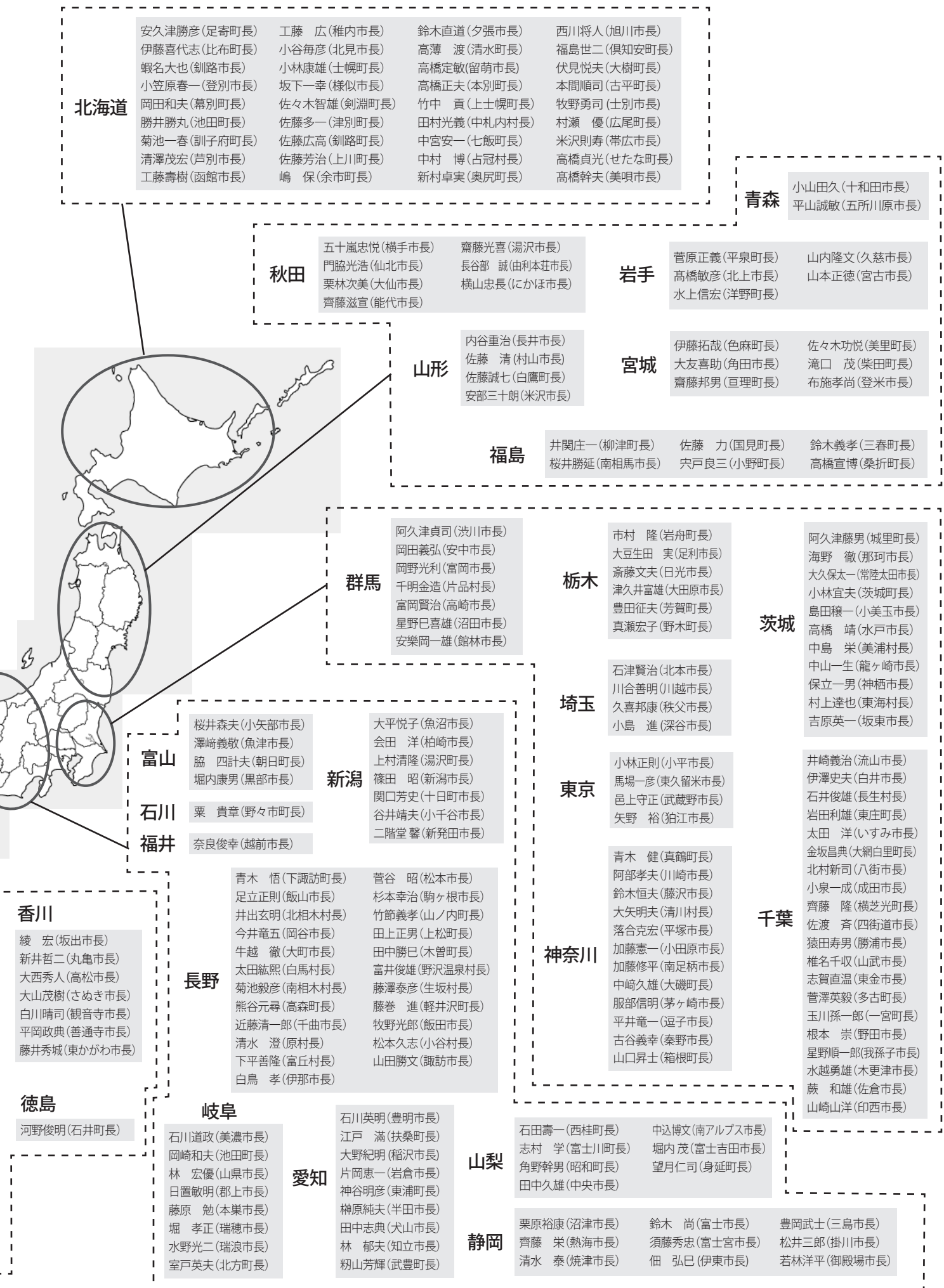
402 自治体

首長が 署名に賛同

あなたの街は
ありますか？

(2012年7月27日現在。首長氏名は賛同した時点のもの。)

島根 宇津徹男(浜田市市長) 近藤宏樹(安来市長) 田中増次(江津市長)	鳥取 竹内 功(鳥取市長) 松本昭夫(北栄町長) 竹内敏朗(江府町長)	京都 井上正嗣(宮津市長) 太田貴美(与謝野町長) 門川大作(京都市長) 寺尾富爾(京丹波町長) 中山 泰(京丹後市長) 松山正治(福知山市長) 山崎善也(綾部市長)	滋賀 泉 峰一(米原市長) 西澤久夫(東近江市長) 橋川 渉(草津市長) 藤澤直広(日野町長) 宮本和宏(守山市長)
山口 井原健太郎(柳井市長) 野村興兒(萩市長) 山田健一(平生町長)	岡山 井出紘一郎(真庭市長) 片岡聡一(総社市長) 栗山康彦(浅口市長) 黒田 晋(玉野市長)	兵庫 酒井隆明(篠山市長) 嶋田雅義(福崎町長) 中川智子(宝塚市長) 山中 健(芦屋市長)	三重 岩田昭人(尾鷲市長) 尾上武義(大台町長) 亀井利克(名張市長) 田代兼二郎(朝日町長)
広島 入山欣郎(大竹市長) 蔵田義雄(東広島市長) 小坂政司(竹原市長) 五藤康之(三原市長) 眞野勝弘(廿日市市長) 高田幸典(上島町長) 滝口季彦(庄原市長) 竹下正彦(北広島町長) 増田和俊(三次市長)	福岡 羽田 皓(福山市長) 浜田一義(安芸高田市長) 平谷祐宏(尾道市長) 松井一實(広島市長) 三村裕史(熊野町長) 山岡寛次(海田町長) 山口寛昭(世羅町長) 吉田隆行(坂町長) 和多利義之(府中町長)	奈良 岡本泰明(柏原市長) 神谷 昇(泉大津市長) 竹内 脩(枚方市長) 田中誠太(八尾市長) 馬場好弘(寝屋川市長) 福山敏博(阪南市長) 吉田友好(大阪狭山市長)	和歌山 岩崎万勉(平群町長) 太田好紀(五條市長) 小城利重(斑鳩町長) 竹内幹郎(宇陀市長) 仲川げん(奈良市長) 西本安博(安堵町長) 東川 裕(御所市長)
佐賀 江頭正則(吉野ヶ里町長) 谷口太一郎(嬉野市長)	長崎 一瀬政太(波佐見町長) 井上俊昭(新上五島町長) 奥村慎太郎(雲仙市長) 黒田成彦(平戸市長) 財部能成(対馬市長) 田上富久(長崎市長) 田中隆一(西海市長) 友広郁洋(松浦市長) 中尾郁子(五島市長) 西 浩三(小値賀町長)	宮崎 有吉哲信(宮若市長) 伊藤信勝(田川市長) 井上利一(桂川町長) 浦田弘二(福智町長) 釜井健介(豊前市長) 齊藤守史(飯塚市長) 篠崎久義(粕屋町長) 田頭喜久己(筑前町長) 竹下司津男(古賀市長) 中嶋裕史(須恵町長) 平安正和(小郡市長) 松岡 賛(嘉麻市長) 三浦 正(篠栗町長) 三田村統之(八女市長) 南里辰己(志免町長) 八並康一(行橋市長)	大分 井本泰造(かつらぎ町長) 小出隆道(上富田町長) 田嶋勝正(串本町長)
熊本 愛甲一典(あさぎり町長) 荒木義行(合志市長) 北里耕亮(小国町長) 草村大成(高森町長) 高寄哲哉(玉名市長) 田嶋章二(苓北町長) 田中信孝(人吉市長) 中嶋憲正(山鹿市長)	鹿児島 長野敏也(南阿蘇村長) 廣瀬親吾(水上村長) 福島和敏(八代市長) 前畑淳治(荒尾市長) 宮本勝彬(水俣市長) 元松茂樹(宇土市長) 森本完一(錦町長) 安田公寛(天草市長)	大分 是永修治(宇佐市長) 坂本和昭(九重町長) 佐藤陽一(日田市長) 首藤勝次(竹田市長) 橋本祐輔(豊後大野市長) 吉本幸司(津久見市長)	愛媛 石橋寛久(宇和島市長) 井原 巧(四国中央市長) 大城一郎(八幡浜市長) 清水 裕(大洲市長) 清水雅文(愛南町長) 高須賀 功(東温市長) 中村剛志(砥部町長) 中村 佑(伊予市長) 山下和彦(伊方町長)
鹿児島 荒木耕治(屋久島町長) 渋谷俊彦(出水市長) 笹山義弘(始良市長) 嶋田芳博(鹿屋市長) 霜出勘平(南九州市長) 隅元 新(伊佐市長) 豊留悦男(指宿市長) 長野 力(西之表市長) 前田終止(霧島市長) 元田信有(宇検町長) 森 博幸(鹿児島市長)	沖縄 新垣邦男(北中城村長) 安里 猛(宜野湾市長) 石嶺博實(読谷村長) 稲嶺 進(名護市長) 上原裕常(糸満市長) 上間 明(西原町長) 翁長雄志(那覇市長) 川満栄長(竹富町長) 儀間光男(浦添市長)	高知 古謝景春(南城市長) 島袋俊夫(うるま市長) 島袋義久(大宜味町長) 城間俊安(南風原町長) 東門美津子(沖縄市長) 中山義隆(石垣市長) 野国昌春(北谷町長) 浜田京介(中城町長)	高知 塩田 始(いの町長) 今西芳彦(本山町長) 大石弘秋(仁淀川町長) 岡崎誠也(高知市長) 門脇樸夫(香美市長) 上治堂司(馬路村長) 小松幹侍(室戸市長) 笹岡豊徳(須崎市長)



日誌

2012.7.6~7.20

作成：有銘佑理、林田光弘、塚田晋一郎

ARF=ASEAN地域フォーラム/ASEAN=東南アジア諸国連合

- 7月6日 米無人機、パキスタン北西部の北ワジリスタン地域を空襲。約20人が死亡。
- 7月6日 北朝鮮の朝鮮労働党機関紙「労働新聞」、論評で3度目の核実験実施を否定。日本の原子力基本法改正にも触れ、日米韓の同国への姿勢を非難。
- 7月8日 玄葉外相、都内でイランのサレヒ外相と会談。核問題に関する進展なし。
- 7月8日 藩基文国連事務総長、昨年8月の中国の北朝鮮に対するミサイル車両輸出問題に対して「さらに調査する」と明言。
- 7月8日 ASEAN議長国のカンボジア、5核兵器国の東南アジア非核兵器地帯条約の付属議定書への署名延期を発表。
- 7月9日 韓国軍消息筋、米韓が韓国軍の弾道ミサイルの最大射程を800キロに引き上げることで最終調整していると明かす。
- 7月9日 台湾国防部、南部の九鵬基地でのミサイル演習をメディアに公開。対艦ミサイル「雄風1型」など計26発中の25発が命中。
- 7月9日 ロンドン五輪のテロ対策でのミサイル配備に対し、周辺住民が計画の是非を再検討するよう高等法院へ申し立て。
- 7月10日 英高等法院、ミサイル配備への住民の訴えを「警備上必要」として退ける。
- 7月12日付 米国防総省、イラン軍の軍事力の報告書。3年以内に沿岸部に到達するミサイル実験実施の可能性を示唆。
- 7月12、13日 プノンペンでARFが開催。北朝鮮の朴外相は核の「平和利用」の権利を掲げ、核・ミサイル開発を正当化。
- 7月12日 日米韓外相、プノンペンで会談。北朝鮮の核開発自制に向け協力することで一致。
- 7月12日 英国防相、ロンドン五輪のテロ対策として、住宅屋上など6か所に地対空ミサイルの配備を開始。
- 7月12日 米政府、対イラン制裁を強化。国営企業や政府窓口企業を対象に追加。

- 7月12日 米連邦大陪審、イランにウラン濃縮遠心分離機用の資材を輸出しようとしたとして、イラン人と中国人を起訴。
- 7月13日 4月の北朝鮮「衛星発射」で、米国は「迎撃は米国の防衛目的に限る」と日本に通知していたことが明らかに。
- 7月14日 ロシア国防省報道官、S400ミサイルの初の発射訓練を8月10~16日に実施することを明らかに。
- 7月16日 クリントン米国务長官、イスラエルのネタニヤフ外相と対談。イランの核開発阻止に向けて全力を尽くす考えを示す。

沖縄

- 7月7日 県議会、オスプレイ県内配備反対を求める県民大会の8月5日開催を決定。
- 7月8日 玄葉外相とクリントン国务長官、外務省で会談。オスプレイ墜落事故に関し、迅速で十分な情報提供を米側に求める。
- 7月8日 森本防衛相、オスプレイ墜落原因の把握や安全性確認のため、米国に政府専門家チームを派遣する考え。
- 7月8日 岩国搬入予定のオスプレイ12機を積んだ民間輸送船「グリーン・リッジ」がグアムに向けハワイを出港。
- 7月9日 MV22オスプレイが機体トラブルを起こし、ノースカロライナ州ウィルミントン国際空港に緊急着陸。けが人なし。
- 7月10日付 06年のノースカロライナ州でのオスプレイ事故が判明。整備中に上昇、墜落。米軍は事故統計に含めず。
- 7月10日 渉外知事会が防衛・外務両省で要請行動。オスプレイ配備に関し十分な説明と関係自治体の意向を尊重するよう求める。
- 7月10日 沖縄防衛局、米軍北部訓練場一部返還に伴う東村・高江へのヘリパッド(オスプレイも使用予定)の移設工事を再開。
- 7月12日 森本防衛相、衆院予算委員会でオスプレイ岩国搬入について「何かしらの注文をつける考えはない」と答弁。
- 7月13日付 日本もオスプレイ購入に関心。ボーイング社が明言。米海兵隊マシエロ大佐は売却に意欲。1機1億ドル(78億円)。
- 7月13日 民主党・前原政調会長がオスプレイ配備強行で「日米同盟が崩れかねない」として、計画を再検討すべきとの考えを示す。
- 7月13日付 米軍、モロッコでのオスプレイ墜落は副操縦士のミスが原因と結論。
- 7月13日 三連協が防衛省でオスプレイ配備中止要請。森本防衛相は、防衛・国土交通省

何ブック「核軍縮・平和2012」

—市民と自治体のために—

監修：梅林宏道／発行：NPO法人ピースデポ
発売元：高文研／A5判、320頁

会員価格1500円／一般価格1800円(+送料)

●特集：2010年NPT合意の実行

□ 47のキーワード：核軍縮/ミサイル防衛
米軍・自衛隊/自治体とNGO ほか

□ 市民と自治体にできること

□ 43の一次資料 (一部変更の可能性あり)

★ご注文方法など詳細は後日掲載予定

の専門家を米国に派遣し安全性を確認する意向を示す。

●7月14日 玄葉外相、「船が出ているので(変更は)簡単なことではない」とオスプレイの搬入計画に変更はないとの認識を示す。

●7月16日 岩国市で「7・16岩国基地オスプレイ搬入反対市民集会」開催。約1000人が参加。平岡元法相、「事前協議」の必要性訴え、政府対応を批判。

●7月16日 野田首相、テレビ番組内でオスプレイ配備に関し「米政府の方針で、どうしろ、こうしろと言う話ではない」と発言。

●7月18日 辺野古アセス訴訟結審。住民ら、国の環境影響評価手続きの不備を指摘、やり直しと損害賠償を求める。来年2月20日判決。

●7月19日 全国知事会、「MV-22オスプレイの配備及び飛行訓練に関する緊急決議」。

●7月19日 東村・高江「N4」ゲートで防衛局がヘリパッド工事を強行。砂利をクレーンで搬入。住民らの抗議により作業断念。

●7月19日 与那国島自衛隊誘致の賛否を問う住民投票実施に向けた署名活動終了。同町の有権者1200人中、550人分の署名集まる。

●7月19日 第3次嘉手納爆音訴訟第4回弁論。「(住民は騒音を)感受すべき」とした国側の主張撤回を求めたが、国側は拒否。

●7月20日 米政府、23日にオスプレイ12機を岩国基地に搬入すると日本政府に通告。

今号の略語

DOD=(米)国防総省

DOE=(米)エネルギー省

ICRC=赤十字国際委員会

NPT=核不拡散条約

NSA=消極的安全保証

NWC=核兵器禁止条約

PNND=核軍縮・不拡散議員連盟

START=戦略兵器削減条約

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp に

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo! グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>

塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁)：会員の方に付いています。●「(定)」：会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」：入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

核兵器
核実験
モニター

書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、有銘佑理、岡本高明、小野まい子、金マリア、塚田夢生、津留佐和子、中村和子、丸山淳一、林田光弘、吉田遼、土山秀夫、梅林宏道